

改正

平成5年6月18日訓令第11号

平成9年6月25日訓令第11号

平成24年6月1日訓令第9号

老人日常生活用具給付等事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、長期にわたって臥床している老人、ひとり暮らし老人等（以下「ねたきり老人等」という。）に対し、特殊寝台その他日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、只見町とする。

(用具の種目及び給付等の対象者)

第3条 給付等の対象者となる用具は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる者とする。

(給付等の申請)

第4条 この事業の給付等を希望する者は、老人日常生活用具給付等申請書（第1号様式）により町長に申請するものとする。なお、申請者は、原則としてねたきり老人等又は当該世帯の生計中心者とする。

(給付等の決定)

第5条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかにその必要性を検討し、給付等の要否を決定する。

2 町長は、前項の規定により給付等を決定したときは、老人日常生活用具給付等決定通知書（第2号様式）により、給付等を要しないと認めたときは、老人日常生活用具給付等却下通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

3 町長は、第1項の規定により給付等（別表1に掲げる緊急通報装置及び老人用電話を除く。）を決定したときは、老人日常生活用具納入通知書（第4号様式）により納入業者に通知する。

(費用の負担)

第6条 申請者は、別表2の基準により、必要な用具の給付等に要する費用の一部又は全部を負担するものとする。なお、この場合、原則として負担する額は、用具の引き渡しの日直接業者に支払うものとする。

(用具のレンタル等)

第7条 特殊寝台、歩行支援用具、緊急通報装置、認知症老人はいかい感知機器及び車いすは、別表1に掲げる区分にかかわらず、業者等と委託契約を締結してレンタルできるものとする。

2 前項の場合のレンタル期間は、決定の日からその日の属する会計年度の終了の日までとするが、期間が終了する日までに取消の決定を行わないときは、その日の翌日から起算して1年間は引き続き効力を有するものとする。

3 レンタルに要する費用の算定は、期間が連続又は断続を問わずこれを通算し、年度を単位として算定する。

(給付台帳の整備)

第8条 町長は、用具の給付等の状況を明確にするため老人日常生活用具給付等台帳（第5号様式）を整備するものとする。

(関係機関との連帯等)

第9条 町長は、常に福祉事務所、保健所、民生委員等の関係機関と十分な連携を図るものとする。

2 町長は、この事業の実施に当たっては、高齢者サービス調整チームを活用し、他の老人福祉及び老人保健に関する諸事業との連携を図るものとする。

3 町長は、この事業の実施について、町民に対して広報紙等を通じて周知を図るものとする。

4 町長は、この事業を行うため、ねたきり老人台帳等の関係台帳を活用するとともに、老人日常生活用具給付台帳等の必要な帳簿を整備し、利用対象者の実態把握に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成5年6月18日訓令第11号）

この訓令は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成9年6月25日訓令第11号）

この訓令は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成24年6月1日訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表 1（第 3 条、第 5 条、第 7 条関係）

区分	種目	対象者	性能
給付レンタル	特殊寝台	おおむね 65 歳以上のねたきり老人	おおむね次のような性能を有するものであること。 ア 使用者の背部又は脚部の傾斜角度を調整する機能を有するものであること。 イ 床の高さが適度又は無段階に調整できるとともに落下防止柵が取り付けられ安全の確保が配慮されたものであること。
給付	マットレス	同上	長時間の連続使用に耐え得るもので保温及び内部の湿気の放出等について十分配慮されたものであること。
給付	エアーマット	同上	褥瘡の防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるものであること。 （水等によって減圧による体圧分散効果をもつウォーターマットを含む）
給付	体位変換器	同上	介護者が老人の体位を変換させるのに容易に使用し得るものであること。
給付	腰掛便座（便器）	同上	老人の排便のために便利なものであること。
給付	特殊尿器	同上	尿が自動的に吸収されるもので老人又は介護者が容易に使用し得るものであること。
給付	入浴補助用具	おおむね 65 歳以上の要介護老人であって、入浴に介助を必要とするもの	入浴に際し、座位の維持、浴槽への入水等の補助が可能な用具及びねたきり老人のための浴槽とする。
給付	電磁調理器	おおむね 65 歳以	電磁による調理器であって、老人が容易に使

		上であって心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし老人等	用し得るものであること。
給付レンタル	歩行支援用具	おおむね65歳以上の老人であって下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 老人の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒防止、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差の解消等の用具とする。
給付レンタル	認知症老人はいかい感知機器	おおむね65歳以上の認知症老人であってはいかいを伴う者の属する世帯の世帯主	はいかいを伴う認知症老人が屋外へ出ようとしたとき、出口に設置したセンサーにより感知し、家族、隣人等へ通報することが可能な機器とする。
給付	火災警報器	おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らし老人等	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。
給付	自動消火器	同上	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期火災を消火し得るものであること。
給付レンタル	車いす	おおむね65歳以上の老人であって下肢が不自由な者	老人の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 (歩行機能を電動車いすによらなければ代行できない者については、電動車いすも含む)

給付レンタル	移動用リフト	おおむね65歳以上のねたきり老人等を抱える介護力の低下した高齢者世帯等	おおむね次のような性能を有するものであること。 ア ねたきり老人等をベッドから車いす等へ容易に移動できるものであること。 イ 床を安全に走行するものであること。
貸与	老人用電話	おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らし老人等	加入電話

別表2（第6条関係）

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	16,300円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	28,400円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	42,800円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	52,400円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	全額

第 1 号様式（第 4 条関係）

老人日常生活用具給付等申請書

年 月 日

只見町長

申請者
住 所
氏 名
(電話番号 利用者との続柄)

下記のとおり老人日常生活用具給付等事業を利用したいので、老人日常生活用具給付等事業実施要綱第 4 条の規定により申請します。

記

利用者	氏 名	
	身体の状況等	別紙「日常生活用具給付等事業利用者状況調書」のとおり

給付又は貸与を希望する種目			
1	2 浴 槽	3 湯沸器	4 マットレス
5 エアーマット	6	7	8
9	11 認知症老人はいかい感知器	12	
13	14 車 い す	15 歩 行 器	16 老人用電話

給付又は貸与を希望する世帯の生計中心者			
氏 名		前年所得税課税年額	年分 円

(注) 前年所得税の課税額を証明する書類を添付すること。

(別紙)

日常生活用具給付等事業利用者状況調書

1 利用者

氏 名		年 月 日生(歳)	男・女
住 所		電話	

2 身体 of 状況等

視 力	普通・弱視・全盲	排 せ つ	自分で可・一部介助・全介助
聴 力	普通・やや難聴・難聴	食 事	自分で可・一部介助・全介助
言 葉	普通・少し不自由・不自由	入 浴	自分で可・一部介助・全介助
歩 行	自分で可・一部介助・全介助	着 脱 衣	自分で可・一部介助・全介助
臥床状況	普通・床に臥しがち・寝たきり (床ずれ 有・無)		
身障手帳	有・無 (種 級、障害内容)		
問題と思 われる行 動	有・無 (大声をだす・はいかいする・トイレがわからない 乱暴な言動がある・自分の名前がわからない・ 自分の部屋がわからない・時々失禁する) その他 ()		
家庭介護 の状況又 は介護上 の注意事 項			

3 利用者の世帯の状況

氏 名	続柄	生 年 月 日	勤 務 先	連絡先の電話番号

4 緊急時の連絡先

①	氏 名		電話番号	
②	氏 名		電話番号	

(注) この欄は、緊急通報装置及びはいかい感知機器を希望する場合にのみ記入願います。
 ○ 身体の状態については、次の状態を参考として記入してください。

事 項	自 分 で 可	一 部 介 助	全 介 助
歩 行	○杖等を使用し、かつ、 時間がかかっても自 分で歩ける。	○付き添いが手や肩を 貸せば歩ける。	○歩行不可能
排 せ つ	○自分で昼夜とも便所 でできる。 ○自分で昼は便所、夜 は簡易便器を使って できる。	○介助があれば簡易便 器でできる。 ○夜間はおむつを使用 する。	○常時おむつを使用し ている。
食 事	○スプーン等を使用す れば自分で食事がで きる。	○スプーン等を使用 し、一部介助すれば 食事ができる。	○臥床のままで食べさ せなければ食事がで きない。
入 浴	○自分で入浴でき洗え る。	○自分で入浴できる が、洗う時だけ介助 を要する。 ○浴槽の出入りに介助 を要する。	○特殊浴槽を利用して いる。 ○清拭を行っている。
着 脱 衣	○自分で着脱ができ る。	○手を貸せば着脱がで きる。	○自分でできないの で、全て介助しなけ ればならない。

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）様

只見町長 印

老人日常生活用具給付等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった老人日常生活用具の給付（貸与）については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

給付（貸与）対象者氏名	
給付（貸与）年月日	年 月 日（～ 年 月 日）
給付（貸与）種目	
費用負担額	円
用具の納入業者について	業者名 TEL 住所
注 意 事 項	1 利用者負担金については、必ず用具と引き換えに直接業者にお支払いください。 2 給付又は貸与された用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したりすることは固く禁じられています。 3 貸与した用具の一部又は全部をき損し又は滅失した場合や用具を必要としなくなったときは、速やかに町長に申し出てください。

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）様

只見町長 印

老人日常生活用具給付等申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった老人日常生活用具の給付（貸与）については、下記の理由により給付（貸与）できませんので、通知します。

記

利 用 希 望 者 名	
却 下 の 理 由	

第4号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

（納入業者）様

只見町長 印

老人日常生活用具納入通知書

年 月 日付けで申請のあった老人日常生活用具の給付（レンタル）について、下記のとおり決定しましたので、該当する用具を納入してください。
なお、納入後速やかに別紙の納入券を本職あて送付願います。

記

納付対象者	氏 名	T E L			
	住 所				
対象世帯生計中心者氏名					
給付（レンタル）年月日		年 月 日（～ 年 月 日）			
給付（レンタル）の種目					
費 用 負 担 額		利用者分	円	公費負担分	円
注 意 事 項		利用者負担分については、用具の給付と引替えに当該世帯の生計中心者からお受け取りください。			

別紙

老人日常生活用具納入券

給付対象者	氏 名	T E L		
	住 所			
対象世帯生計中心者氏名				
用 具 の 納 入 年 月 日		年 月 日		
給付（レンタル）の種目				
費 用 負 担 額		用具の価格		
		円	対象者世帯徴収額 円	公費負担請求額 円
業者の納入者職氏名		職	氏名 ㊞	
対象世帯の受領者氏名		㊞		
特 記 事 項				

（注）本様式は、用具の給付後速やかに町長あて送付してください。

第5号様式（第8条関係）

老人日常生活用具給付等台帳

給付等の種目「

1

(年度分)

[illegible]

※ 本様式は、用具の種目ごとに作成すること。

別記

老人用電話機使用貸借契約書

老人日常生活用具給付等事業に係る老人用電話機の使用貸借について只見町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（貸借物件）

第1条 甲は、電話機を乙に無償で貸与し、乙はこれを借り受ける。

（貸借期間）

第2条 電話機の貸借期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、貸借期間が終了する日までに貸与取り消しの決定を行わないときは、その日の翌日から起算して1年間は引き続き効力を有するものとする。

（物件の維持管理）

第3条 乙は、善良なる管理者の注意をもって物件の維持管理をしなければならない。

（報告）

第4条 乙は、次の各号に該当することとなったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

- （1） 住所その他の申請事項に変更があったとき。
- （2） 利用対象者としての用件を欠くに至ったとき。
- （3） 物件の借り受けを辞退するとき。
- （4） 物件が滅失し、又は損傷したとき。

（物件の滅失又は損傷）

第5条 乙は、その責めに帰すべき理由により物件を滅失し、又は損傷したときは、甲の指示するところに従い、乙の負担において物件を現状に回復しなければならない。

（費用の負担）

第6条 甲は、次の費用を負担する。

- （1）
- （2）

2 乙は、次の費用を負担する。

- （1）
- （2）

（契約の解除）

第7条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

（補則）

第8条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 只見町長
乙 住 所
氏 名

印

印